

～最高裁判所判決をうけて～  
優生保護法問題の全面解決をめざす全国連絡会(略称:優生連)

7月3日、優生保護法被害者国家賠償請求訴訟の5つの事件について最高裁判所(戸倉三郎裁判長)は、国の責任を断じ政府に賠償を命じました。

判決では、この事件は、憲法13条の幸福追求権、法の下での平等を定めた14条1項に違反する著しい人権侵害であり、除斥期間についても適用をするべきではないと政府の訴えを退けました。私たち優生連は、この判決を心より歓迎します。

こうした判決の背景に、原告・弁護団の切実かつ説得力のある訴えがあったことは言うまでもなく、合わせて優生連が最高裁判所に「人権の砦として正義・公平な判決を」と求めた署名に、333,602人もの声が寄せられるなど、メディアを含む多くの市民のみなさんの共感と支援がありました。

1948年、国会は全会一致で、優生保護法を制定し、障害のある人を中心に、統計上明らかになっているだけでも約2万5千人に不妊手術を強いました。原告ら39人(うち今回の最高裁判所大法廷の原告は12人)は、皆さん高齢で、既に6人が亡くなっています。

国会と政府は、1996年の優生条項撤廃時にも、そして2019年の一時金支給法制定時にも、優生保護法による被害の調査、謝罪、救済、総括はしませんでした。「戦後最大の人権侵害」といわれる事件が、どうしてこんなに長い間、放置されてしまったのか、私たちは、国の無責任な姿勢と人権意識の希薄さを許すことはできません。

被害を放置した、国会と政府は、原告ら被害者の人生を奪い、命の継承を奪った責任を今すぐにとるべきです。私たちは、最高裁判決のもと、国会・政府に対して以下の諸点を強く求めます。

1. 国会と政府は責任を明確にするため、それぞれ謝罪決議や謝罪談話を公表すること。  
総理大臣は、速やかに原告・被害者に直接謝罪すること。
2. 原告・弁護団と国のあいだで、定期協議等を盛り込んだ基本合意文書を作成すること。
3. すべての被害者に対し被害を償うに足りうる賠償・補償の実施をすること。
4. 被害当事者等を含む第三者委員会を立ち上げ、被害の真相究明と検証・総括を行うこと。
5. 優生思想をなくし、再発防止を図るための法整備に早急に着手すること。

なお、本裁判においては、情報保障や各種の障壁除去など障害のある人の司法参加のあり方が問われました。一定の改善はみられたものの多くの課題を残してしまいました。

私たちは、これからも一丸となって優生保護法問題の全面解決をめざします。そのために市民・メディアのみなさんに、引き続きのご理解とご協力を呼びかけます。

2024年7月3日  
「優生保護法問題の全面解決をめざす全国連絡会」  
(略称:優生連)